

令和6年度地域いきいきライフ推進事業委託に係るプロポーザル評価基準等及び 審査方法

令和6年度地域いきいきライフ推進事業委託に係るプロポーザル実施にあたっての、評価基準等及び審査方法については、次のとおりとする。

第1 評価基準等

別紙のとおり

第2 別添1「令和6年度地域いきいきライフ推進事業委託(単価契約)仕様書」 において市が提案を求める事項

1 市民の主体的な事業の展開

本事業においてはこれまで、「どこでもいきいき教室」として、市民等が主体的に集まって活動する地域サロン等の団体へ運動講師等を派遣し、地域の健康づくりに対する市民の意欲や能力の向上、交流の促進を図ってきた。令和6年度は、これまで講師の派遣を継続的に受けてきた団体が、主体的に健康づくり活動を行い、また、自身が地域の健康づくり活動を先導し通いの場を市民が運営できるようになる仕組みを提案すること。

2 事業参加後のフォローアップ

買い物リハビリテーション及びフレイル予防教室終了後も社会参加と運動習慣を継続できるような支援を提案すること。

3 事業参加困難者への働きかけ

健康づくりや交流に対して興味関心が高くない層が健康を維持していくためにどのように働きかけるか、また、興味関心はあっても生活機能や意欲の低下により事業参加が難しい層が参加できるような仕組みを具体的に提案すること。

4 多様な主体との連携

本事業を進めるにあたって、地域の福祉や健康づくり関係者との連携、行政、民間企業、大学等の多様な連携方法を具体的に提案すること。

第3 審査方法

1 審査方法

企画提案書及びヒアリング等により、審査及び評価を行う。

2 受託候補者の特定

選定委員会において、1の審査及び評価により、提案者ごとの評価点の合計を算出することで、委員ごとに提案者に対する採点順位を付け、各委員の採点順位1位の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。

各委員の採点順位1位の数が最も多い提案者が2以上となった場合は、全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者を受託候補者に選定する。